

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 63 号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和 37 年岩手県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次のアからケまでに掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第 1 号に規定する施設をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第 7 条</u>に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ 児童福祉法<u>第27条第 2 項</u>に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次のアからケまでに掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第 1 号に規定する施設をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第 7 条第 1 項</u>に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ 児童福祉法<u>第 7 条第 6 項</u>に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。